

議案第47号

南丹市副市長定数条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市副市長定数条例の一部を改正する条例

南丹市副市長定数条例（平成18年南丹市条例第296号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項に基づき、本市副市長の定数を <u>1</u> 人とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項に基づき、本市副市長の定数を <u>2</u> 人以内とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。